

新型コロナウイルス感染症に伴う完了検査の取扱いについて

令和3年10月1日

金沢市建築指導課

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等の建材・設備の部品の供給が滞っています。そのため、当面の間、これらの設備等が未設置の状態、完了検査申請を行う場合の取扱いを下記のとおりとします。

- 1) システムキッチンが未設置でも可とします。ただし、建築基準法施行令第126条の4第4項に該当する「内装の制限を受ける調理室等」が存する住宅等の場合は、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げの施工が完了済みであること。
- 2) トイレ衛生器具、洗面所の水栓金具、ユニットバス、室内ドア、電気温水器などの屋外給湯器は未設置でも可とします。
- 3) 上記1)、2)に該当する場合は、完了検査申請書第3面【11.備考】欄に「トイレ衛生器具、システムキッチンは後日取付」等と記載すること。
- 4) ミニキッチン等の設備機器関連の設置を取り止めする場合は、完了検査申請書第3面【10.確認以降の軽微な変更】欄にその旨を記載し、変更後の図面（設計図書）を設計者印押印の上、添付することとします。
- 5) シックハウスの換気経路となるドア（ドア下アンダーカットが必要なもの）や転倒防止措置が必要な電気温水器等が未設置の場合は、取付後速やかに写真提出することを条件とします。

※ 上記に該当しない場合の取扱いにつきましては、事前に建築確認審査担当と相談ください。